第８５回 電気用品調査委員会
平成２４年１０月１７日
資料 №５－６－４

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

＜IEC60669-2-1＞

規格番号	タイトル	分類	電気用品例
JIS C 8281-2-1：2012	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項	製品安全規格	(電子制御回路をもつ) スイッチ，遅延スイッチ，光電式自動点滅器，タイムスイッチ，調光器など

＜国際規格との差異等の概要＞

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
1	この規格は，ランプ回路操作用，モータ回路操作用，ランプの照度制御（調光器）用，モータ（例えば，換気扇に用いるもの）の速度制御用，その他の目的（例えば，暖房設備の温度制御）の電子スイッチで，交流の定格電圧が 250 V 以下，かつ，定格電流が 16 A 以下のものに適用する。	この規格は，ランプ回路操作用，ランプの照度制御（調光器）用，モータ（例えば，換気扇に用いるもの）の速度制御用…	JIS に同じ	速度制御を行わない開閉操作だけのスイッチがあることを明確にするため追加した。	追加
2	**JIS C 3662-1**:2009 … **JIS C 3663-1**:2010 … **JIS C 8281-1**:2011 … **注記** 対応国際規格：**IEC 60669-1**:2007… なし なし	なし なし なし CISPR 14(all parts)… CISPR 15:2000…	… … … … … … CISPR 14:1993… CISPR 15: 1996…	本文に追加した引用規格をリストに追加した。 本文で引用されていない規格をリストから除外した。	追加 削除
3.114	**3.114** **スイッチング回路**（switching circuit） 電子スイッチを通して定格電流が流れる部分をもつ回路。	… RCS 又は TDS を通して…	項目なし	この規格の適用範囲は，電子スイッチであることから変更した。	IEC ミス
3.116	**3.116** **制御機構**（control mechanism）	…	項目なし	この規格の適用範囲は，電子スイッチであることから変更した。	IEC ミス

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	電子スイッチの操作を目的とした全ての部品をもつ機構。	RCS 又は TDS の操作を…			
3.117	**3.117** **組込手動装置**（incorporated hand-operated device） スイッチング回路を直接又は間接に操作できるようにする，スイッチに組み込んだ装置。この装置は電子スイッチの通常操作のためのものではない。	…この装置は RCS 又は TDS の通常動作の…	項目なし	この規格の適用範囲は，電子スイッチであることから変更した。	IEC ミス
3.125A（3.201）	**3.125A** **熱線式自動スイッチ**（infrared sensor switch） センサを内蔵し，人体から発生する赤外線などを検知して自動的に開閉するスイッチ。類似のスイッチとして，赤外線，超音波などをスイッチから発して，人体の距離変位を検知して動作するものなどがある。	項目なし	3.201　熱線式自動スイッチ：熱線センサを内蔵し，人体の体温等を検知して自動的に開閉するスイッチ。	後の項目で試験を追加する熱戦式電子スイッチの定義を追加した。	追加
6.1	交流定格電圧は，100 V，110 V，120 V，130 V，200 V，220 V，230 V 及び 240 V とすることが望ましい。 なし	交流定格電圧は，110 V，120 V，130 V，220 V，230 V 及び 240 V とすることが望ましい。 JIS に同じ	JIS に同じ 注ー　後の項目に規定された定格電圧の 0.9 倍で行う試験は 100 V系は 90 V，200 V系は180 Vで試験を行う。ただし製造業者の宣言により，使用電圧を限定したものはこの限りではない。宣言した指定電圧は本体又は取扱説明書に記載する。	日本で使用されている標準定格電圧を追加した。 現行デビエーションは，製造業者の宣言でカバーできるので，削除した。	配電事情 整合
6.3A（6.101）	**6.3A**　熱線式自動スイッチの定格電流	項目なし	6.101　熱線式自動スイッチは３A以	不意に動作する可能性があるスイッチ	追加

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	は，照明用，警報用（インターホンを含む。），音響機器用，換気扇用及び温風機器用は３Ａ以下でなければならない。ただし，手動強制開機能をもつ照明用及び換気扇用は15Ａ以下とする。		下（照明用は除く）でなければならない。 適否は，表示の目視検査によって判定される。	については，電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）第１項の別表第四，１共通の事項（2）構造イの規定で“通常の使用で危険が生じるおそれのない”ことに対する解釈を追加した。	
7.1.101（7.1.9）	制御する負荷の種類は，複数であってもよい。	なし	注ー　負荷制御の種類は兼用してもよい。	我が国では，種類の異なる負荷（例えば，白熱灯と蛍光灯）を制御できる電子スイッチがあることから追加した。	明確化
8.1	ー　該当する場合，ミニギャップ構造の記号（**表 20** を適用するものに限る。） ー　該当する場合，マイクロギャップ構造の記号（**表 20** を適用するものに限る。） ー　該当する場合，半導体スイッチング装置の記号（**表 20** を適用するものに限る。） ー　電子スイッチに組み込んだヒューズホルダ付きの交換できるヒューズの定格及び形式 ー　負荷の種類の記号（**8.2** 参照）又は説明 ー　該当する場合，用語“拡張ユニット（子器）”をその製品を販売する国で理解できる言語で識別表示に続けて表示する。 ー　接続する電線の種類。この情報はカタログ及び／又は本体に記載しなければならない。	ー　該当する場合，ミニギャップ構造の記号 ー　該当する場合，マイクロギャップ構造の記号 ー　該当する場合，半導体スイッチング装置の記号 ー　電子スイッチに組み込んだヒューズの定格及び形式 ー　負荷の種類の記号（**8.2** 参照） ー　該当する場合，用語“拡張ユニット”，又はその製品を販売する国の公用語での翻訳した語を，識別表示に続けて表示する。 なし	ー　半導体開閉装置の記号(適用できる場合に限る) なし なし 国際規格に同じ JIS に同じ ー　適用できる場合，用語“延長ユニット”又は関連用語。これには識別表示が続く。 国際規格に同じ	接点ギャップの表示は，JIS C 8281-1 の附属書 JA を用いるスイッチは，接点間ギャップによる分類がないため，同規格の表 20 を適用するスイッチに限定した。。 交換できないヒューズについては，表示を行うことを必要としない。 我が国では，なじみのない記号のため，説明文などによる方法を追加した。 “ON/OFF”など，公用語以外も理解できるものは使用可能とした。 接続する電線の種類が，電気用品の技術上の基準を定める省令第１項と省令第２項によるものとがあるため，区分	配電事情 明確化 追加 追加 配電事情

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
				が必要である。	
	ねじなし端子付きスイッチは，単線だけを使用するもの又は非可とう導体だけを適用電線とする場合には，これを示す表示を施さなければならない。この表示は，スイッチの表面，及び／又は包装箱に施してもよい。	ねじなし端子付きスイッチは，非可とう導体だけを適用電線とする場合には…	更に，ねじなし端子付スイッチで使用制限があるものは，単線のみ又は硬い電線のみをつけるのに適していることを表示しなければならない。 情報はスイッチの上又は包装の上若しくは両方につけても良い。	我が国のねじなし端子は，単線専用のものが一般的である。	追加
8.3	－ 定格電流又は定格負荷，定格電圧，電源の種類の記号，定格周波数（**8.1** によって必要とするとき），一つ以上の（接続できる）負荷の種類，ヒューズホルダ付の交換形（交換を意図した）の組込ヒューズの定格及び形式（これらをヒューズホルダ又はヒューズの近傍に表示しなければならない。）	－ 定格電流又は定格負荷，定格電圧，電源の種類の記号，定格周波数（**8.1** によって必要とするとき），一つ以上の負荷の種類，組込ヒューズの定格及び形式（…）	－ 定格電流，定格負荷，定格電圧，電源の種類，定格周波数，負荷の種類，ヒューズの定格及び形式 ヒューズ交換形のものにあっては，ヒューズの定格及び形式は，ヒューズホルダーあるいは，ヒューズの近傍に表示しなければならない。	交換できないヒューズについては，表示を行うことを必要としない。	明確化
	－ 該当する場合，ミニギャップ構造，マイクロギャップ構造，又は半導体スイッチング素子の記号（**JIS C 8281-1** の **表 20** を適用するものに限る。）	－ 該当する場合，ミニギャップ構造，マイクロギャップ構造，又は半導体スイッチング素子の記号	なし	接点ギャップの表示は，JIS C 8281-1 の附属書 JA を用いるスイッチは，接点間ギャップによる分類がないため，同規格の表 20 を適用するスイッチに限定した。。	配電事情
8.4	3 個以上の端子がある場合には，負荷端子は，端子から出る矢印記号又は **8.2** による記号のいずれか一つを表示し，他の端子は，施工説明書に対応する端子の表示を行う。ただし，他の端子については，対応する端子の表示を器具に表示してもよい。	…施工説明書に対応する端子の表示を行う。	国際規格に同じ	負荷端子以外の端子表示を機器に表示できることを明確にするため追加した。	明確化
13.101（13.102）	ランプ回路用の電子スイッチに組み込む自動保護装置は，少なくともマイク	ランプ回路用の電子スイッチに組み込む自動保護装置は，少なくともマイク	ランプ回路用電子スイッチに組み込まれる自動保護装置は，少なくともマイ	接点ギャップの表示は，JIS C 8281-1 の附属書 JA を用いるスイッチは，接点	配電事情

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	ロギャップ構造でなければならない（**表 20** を適用するものに限る。）。	ロギャップ構造でなければならない。	クロ断路（IEC 60730 による）を有していなければならない。	間ギャップによる分類がないため，同規格の表 20 を適用するスイッチに限定した。。	
	モータ速度制御回路用又はモータ回路操作用の電子スイッチに使用するカットアウトは，非自己復帰形のものでなければならない。	モータ速度制御回路用の電子スイッチに使用するカットアウトは，非自己復帰形のものでなければならない。	JIS に同じ	速度制御を行わない開閉操作だけのスイッチがあることを明確にするため追加した。	追加
－（13.104）	なし	JIS に同じ	13.104　外部可撓ケーブルの絶縁は，適切な IEC 規格又は電気用品の技術上の基準を定める省令第一項別表第一に従った可撓ケーブルに少なくとも電気的に同等のもの又は 16.2 で指定される状態で導線とケーブルの周りに金属箔覆った間に耐圧試験を実施して適合しなければならない。 注　これらの要求事項は，SELV で供給される電子拡張ユニットに接続される可撓ケーブルには適切ではない。	IEC 規格に項目がなくなったので，デビエーションも削除した。	整合
17	電子スイッチでタイプ 1 の場合は，**表 15** によって導体を付ける。導体の断面積は，1.5 mm² 以上とする。タイプ 2 の場合は，**表 15A** によって導体を付ける。	電子スイッチで**表 15** によって導体を付ける。導体の断面積は，1.5 mm² 以上とする。	電子スイッチは表２に規定されているように導体を付ける。導体の断面積は，1.5 ㎟（表２’の場合は 1.6 ㎜φ）以上である。	我が国の配電事情によって，タイプ 2 のスイッチに使用する電線サイズを追加した。	配電事情
	ボックス内の各導体の長さは，80±10 mm とする。導体の長さを 80±10 mm まで短くできない場合には，可能な限り短い導体を接続する。	ボックス内の各導体の長さは，80±10 mm とする。	JIS に同じ	スイッチの大きさによって，規定値以上の長さの導体が必要な場合がある。	追加
	注[d]　… 例示していない材料で，通常動作状態	注記 4 なし	注 4	例示していない材料の扱いについては，JISC6065 のデビエーションに合	追加

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	において，電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令 85 号）別表第四１（1）ロの細則３に適合するものは，問題がないと認める。 電源電線及び配線に関する表の限度値は，**JIS C 3662-1** 又は **JIS C 3663-1** に規定する電線に適用する。 その他の電線は，通常動作状態において，電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令 85 号）別表第四１（1）ロの細則３に適合しなければならず，故障状態の下では 100 K を超えてはならない。 注 f) 温度上昇値を定めていない熱可塑性材料は，次を適用する。	注記６ 多岐にわたるため，熱可塑性材料の許容温度上昇値は規定できない。この問題が検討中の間は，次の方法を用いる。	…IEC 60227 または IEC60245… …適合しなければならない。 注６ 熱可塑材は，次を適用する。	わせた。	
18	－ モータ速度制御回路用電子スイッチ（モータ回路操作も含む。）は，**18.1** 及び **18.101** に規定する試験	－ モータ速度制御回路用電子スイッチは…	－ モータ速度制御回路及びモータ回路操作用に対しては…	速度制御を行わない開閉操作だけのスイッチがあることを明確にするため追加した。	追加
－（18.2）	項目なし	JIS に同じ	18.2 追加の項目： 電子スイッチは，製造業者によって指定された定格電圧で，定格出力電流の 1.2 倍以上の電流を得るように１つ又は複数のランプを組み合わせた回路で試験する。	現行デビエーションの内容は，JISC8281-1 でカバーされたため不要となった。	整合
19.101（19.1）	モータ速度制御回路用及びモータ回路操作用電子スイッチに組み込んだ接点機構（主回路の開閉を行う。）は，**19.101**	モータ速度制御回路用電子スイッチに組み込んだ接点機構は…	JIS に同じ	速度制御を行わない開閉操作だけのスイッチがあることを明確にした。	追加

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	の白熱灯回路用電子スイッチと同様に試験する。このとき接点機構は，6×I_n（cosφ＝0.65±0.05）の電流が流れる回路状態で閉路し，I_n（cosφ＝0.65±0.05）の電流が流れる回路状態で開路する。回復電圧 U_s の定格動作電圧 U_e に対する比率は，1.00（±10 %）とする。		…回復電圧 U_S と定格動作電圧 U_e の間の比率は 0.17 である。		
19.104（19.3）	通常の使用状態で使用者が操作できない部分には，適用しない。	なし	国際規格に同じ	組み込んだ機械式制御ユニットは，開閉試験の適用除外の条件を明確にした。	明確化
23	沿面距離，空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は，**JIS C 8281-1** の箇条 **23** によるほか，次による。	…IEC 60669-1…	パート 1 のこの項目は下記の追加とともに適用される：	デビエーションの内容は，IEC にも反映された。	整合
	表 20 の項目 1，2，6 及び 7 の値は，外部導体用端子には適用するが，十分な遮断容量をもつ直接接続したヒューズ，その他の電流制限装置によって，箇条 **101** を満足するように保護した電子スイッチの他の充電部には適用しない。ヒューズを接続していない，又はその他の電流制限装置がないとき，電子スイッチは，**表 20** に適合しなければならない。	JIS に同じ	表 20 の項目１，２，５及び６の値は，101 を満足する十分な遮断容量をもつ直接接続されるヒューズか又はその他の電流制御装置の後に配置される電子スイッチの部品に対しては，適用する必要はない。 ヒューズが接続されていないか又はその他の電流制限装置がなければ，電子スイッチは表 20 に適合しなければならない。		
	なし	JIS に同じ	安全上の理由から必要となる機械的スイッチ（13.101 も参照）がある（例えば，モーター速度制御用）場合，スイッチは，IEC 60669-1 の通常のギャップ	先取りした内容が IEC に採用されなかったので削除した。	整合

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
			の構造のスイッチでなければならない。 注 1. その他の電流制限装置の後の回路部分には絶縁変圧器の２次側，整流後の回路等を含む。 ２．絶縁距離はIEC 60065 の表ⅡのA曲線で示す値以上でなければならない。ただし，その値未満のときは，101.1.1.1 によって試験を行う。		
23.101	**23.101** **表 20** を適用する場合，SELV への接続に適する制御回路をもつ電子スイッチで，スイッチング回路に SELV よりも高い電圧を供給するものは，制御回路とスイッチング回路との間の空間距離及び沿面距離が 5.5 mm 以上でなければならない。	**23.101** SELV への接続に適する制御回路をもつ電子スイッチで…	項目なし	**JIS C 8281-1** の 7.1.9B に従い，表 20 を適用するスイッチに対する絶縁距離である旨を明確にした。	配電事情
23.102	**23.102** **表 20** を適用する場合，エナメル線のエナメルの厚さが少なくとも **JIS C 3215-0-1** の Grade 1 であるときは，制御コイルの電線と異極充電部及び露出した導電部との間の空間距離は，エナメルがないときの 2/3 まで減少してもよい。	**23.102** エナメル線のエナメルの厚さが…	項目なし	**JIS C 8281-1** の 7.1.9B に従い，表 20 を適用するスイッチに対する絶縁距離である旨を明確にした。	配電事情
26.1.1	ただし，試験後の状態が初期状態と異なる場合でも，次に示すものは，試験後に状態が変化してもよい。これらの詳細は，スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。 － 試験中及び試験後，開路状態とな	なし	国際規格に同じ	試験後に初期状態と異なるが，開路となり通電を停止することを意図したスイッチなどは許容されるべきであることから，判定条件を追加した。	追加

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	る，様式番号 6，6/2 及び 7 以外の電子スイッチ				
26.1.2	ただし，試験後の状態が初期状態と異なる場合でも，次に示すものは，試験後に状態が変化してもよい。これらの詳細は，スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。 － 試験中及び試験後，開路状態となる，様式番号 6，6/2 及び 7 以外の電子スイッチ	なし	国際規格に同じ	試験後に初期状態と異なるが，開路となり通電を停止することを意図したスイッチなどは許容されるべきであることから，判定条件を追加した。	追加
26.1.3	ただし，試験後の状態が初期状態と異なる場合でも，次に示すものは，試験後に状態が変化してもよい。これらの詳細は，スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。 － 試験中及び試験後，開路状態となる，様式番号 6，6/2 及び 7 以外の電子スイッチ	なし	国際規格に同じ	試験後に初期状態と異なるが，開路となり通電を停止することを意図したスイッチなどは許容されるべきであることから，判定条件を追加した。	追加
26.1.4	ただし，試験後の状態が初期状態と異なる場合でも，次に示すものは，試験後に状態が変化してもよい。これらの詳細は，スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。 － 試験中及び試験後，開路状態となる，様式番号 6，6/2 及び 7 以外の電子スイッチ	なし	国際規格に同じ	試験後に初期状態と異なるが，開路となり通電を停止することを意図したスイッチなどは許容されるべきであることから，判定条件を追加した。	追加
26.1.5	この試験は，赤外線（IR）受信装置，無線周波受信装置，受動赤外線（PIR）装置，マイクロプロセッサをもつ装置		注－ この試験は，赤外線レシーバー，無線周波数レシーバー，焦電形赤外線素子または類似した素子を含んでいる	デビエーションの内容は，IEC にも反映された。	整合

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	などを含む電子スイッチだけに適用する。 ただし，試験中及び試験後の状態が初期状態と異なる場合でも，次に示すものは，試験中及び試験後に状態が変化してもよい。これらの詳細は，スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。 － 試験中及び試験後，開路状態となる，様式番号6，6/2 及び7 以外の電子スイッチ	なし	電子スイッチに適用され，試験に耐えなければならない。 国際規格に同じ	試験後に初期状態と異なるが，開路となり通電を停止することを意図したスイッチなどは許容されるべきであることから，判定条件を追加した。	追加
26.1.6	ただし，試験中及び試験後の状態が初期状態と異なる場合でも，次に示すものは，試験中及び試験後に状態が変化してもよい。これらの詳細は，スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。 － 試験中及び試験後，開路状態となる，様式番号6，6/2 及び7 以外の電子スイッチ	なし		試験後に初期状態と異なるが，開路となり通電を停止することを意図したスイッチなどは許容されるべきであることから，判定条件を追加した。	追加
26.1.7	ただし，試験中及び試験後の状態が初期状態と異なる場合でも，次に示すものは，試験中及び試験後に状態が変化してもよい。これらの詳細は，スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。 － 試験中及び試験後，開路状態となる，様式番号6，6/2 及び7 以外の電子スイッチ	なし		試験後に初期状態と異なるが，開路となり通電を停止することを意図したスイッチなどは許容されるべきであることから，判定条件を追加した。	追加

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
26.2.2	26.2.2　無線周波数エミッション (削除)	26.2.2　無線周波数エミッション 電子スイッチは，過度な無線妨害を引き起こさないように設計しなければならない。 電子スイッチは，CISPR14 又は CISPR15 の要求事項に適合しなければならない。 電機照明に使用する電子スイッチは，CISPR15 を適用する。	項目なし	電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の表 2.“雑音の強さに関する基準”（**CISPR 14** 及び **CISPR 15** に準拠する基準を含む。）と重複し，二重規制になるため，この規格から削除した。	削除
		次の修正をして，CISPR15 の 8.1.3.1 及び 8.1.3.2 を適用する。 適否は次のように判定する。 a)　主電源端子の場合（CISPR15 の 8.1.3.1） 9 kHz～30 MH z の全ての周波数範囲の初期調査又は操作を最も高い設定で ON 状態で行う。さらに，次の周さ数及び CISPR 15 に記載する限度値より 6 dB 低いあらかじめ決められたレベルを超える局地的な最大妨害における全ての周波数において，最大負荷を接続している間，最大妨害となるよう制御装置の設定を変化させる。 9 kHz，50 kHz，100 kHz，150kHz，240 kHz，550kHz，1 MHz，1.4 MHz，2 MHz，3.5 MHz，6 MHz，10MHz，22MHz 及び 30 MHz b)　負荷及び／又は制御端子の場合（CISPR15 の 8.1.3.2）			

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
		150 kHz～30 MH z の全ての周波数範囲の初期調査又は操作を最も高い設定で ON 状態で行う。さらに，次の周さ数及び CISPR 15 に記載する限度値より 6 dB 低いあらかじめ決められたレベルを超える局地的な最大妨害における全ての周波数において，最大負荷を接続している間，最大妨害となるよう制御装置の設定を変化させる。 150kHz，240 kHz，550kHz，1 MHz，1.4 MHz，2 MHz，3.5 MHz，6 MHz，10MHz，22MHz 及び 30 MHz			
101.1.1.1	測定した電流によって **JIS C 6575** の規格群で規定する形式のヒューズ又は **102.1** によるヒューズの特性に応じて最大不溶断時間を求め，相当する最大不溶断時間の間，電子スイッチを作動する。	測定した電流によって IEC 60127 の規格群で規定する形式のヒューズの特性に応じて最大不溶断時間を求め…	国際規格に同じ	電気用品の技術上の基準を定める省令第 1 項に適合したヒューズも使用することがある。	追加
101.1.1.2	製造業者の説明書で指定しない場合には，定格電流が 20 A 以下の電子スイッチについては，定格電流が 20 A の配線用遮断器，定格電流が 20 A を超える電子スイッチについては，定格電流が 30 A の配線用遮断器を用いる。	なし	国際規格に同じ	製造業者が電子スイッチの保護のために用いる保護装置に関する情報を，製造業者の説明書で指定しない場合には，我が国の配線事情によって，配線用遮断器を用いる旨を明記した。	配電事情
	配線用遮断器の場合は，定格電流の 1.25 倍の電流を 1 時間加える。	なし	国際規格に同じ	電子スイッチの保護装置で，配線用遮断器を用いる場合の協約電流における試験条件を明記した。	配電事情
	なし	JIS に同じ	注ー　倍率については，IEC60127 以外のヒューズは，その特性に応じて決	101.1.1.1 項のデビエーションでカバーした。	同等

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
			めることとする。		
102	電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）の適用を受け，定められた技術基準に適合する部品は，その定格に従って正しく使用していることを確認しなければならない。さらに，その部品は，電子スイッチの一部としてこの規格の該当する試験を実施しなければならない。ただし，その試験が部品の技術基準の一部であるときは除く。	なし	－ 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）の適用を受け，定められた技術基準に適合する部品は，その定格に従って正しく使用されていることが確認されなければならない。機器の一部として当規格中の該当する試験をその部品に対して行わなければならない。ただし，その試験が部品の技術基準の一部であるときは除く。 － 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）の適用を受けない部品は，該当する IEC 規格に基づき，その表示定格に従って正しく使用されていることが確認されなければならない。その部品については，機器内で生じる状態にして，機器の一部として当規格の適用できる項目の試験及び部品規格の適用できる項目の試験を行う。 － 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）の適用を受けない部品において，該当する IEC 規格が存在しない場合，あるいは部品が定格に従った回路に使用されていない場合には，機器内で生じる条件のもとでその部品は試験されなければならない。	電気用品の技術上の基準を定める省令第 1 項に適合した部品を使用することがある。	追加

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
102.1	ヒューズがある場合，**JIS C 6575** の規格群又は他の関連する規格に適合し，1 500 A の定格遮断容量をもつもの（故障電流を35Aに制限するときを除く。）又は電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）別表第三に適合するものでなければならない。	ヒューズがある場合，IEC 60127 の規格群又は他の関連する IEC 規格に適合し，1 500Aの定格遮断容量をもつもの（故障電流を35Aに制限するときを除く。）ものでなければならない。	ヒューズがあれば電気用品の技術上の基準省令（昭和 37 年通商産業省令第85号）別表第三，IEC 60127 又は他の関連 IEC に適合し，故障電流が 35 A に制限されない場合を除き，1500 Aの定格遮断容量を有していなければならない。	電気用品の技術上の基準を定める省令第 1 項に適合した部品を使用することがある。	追加
	なし	JIS に同じ	注ー 倍率については，IEC60127 以外のヒューズは，その特性に応じて決めることとする。	IEC60127 ヒューズ以外の特性も考慮されたため，デビエーションは不要になった。	整合
附属書A	附属書 A（規定）試験に必要な試験品の一覧表 試験に必要な試験品の一覧表は，**JIS C 8281-1** の**附属書 A** 及びこの規格の**表 101**（**5.4** 参照）による。	…IEC 60669-1 の附属書Aによる。	項目なし	この規格では，表 101 でも試験品の個数に関する規定がある。	IEC ミス
附属書B	電子スイッチと関連する制御装置又は類似の装置との間を接続する外部可とうケーブルの断面積は，電流を制限する手段によって制限している場合には，小さくてもよい。この最小断面積を，**表 101a** に示す。可とうケーブルは，**JIS C 3663-4** による 60245 IEC 66 又は **JIS C 3662-5** による 60227 IEC 53 に適合しなければならない。 **表 101a－最大電流及び最小断面積** 最大電流 A：最小断面積 mm^2 0.2 以下：要求事項なし	…IEC 60245-4… …IEC 60227-5…	スイッチの定格電流に等しい定格電流を持つ電子拡張ユニットまでに可撓ケーブルを接続することを意図したスイッチは，IEC60245-4 に適合する 60245IEC66 の可とうケーブル又は IEC60227-5 に適合する最小公称断面積が 0.75mm^2 の 60227IEC53 のコード又は電気用品の技術上の基準を定める省令第一項別表第一を電子拡張ユニットに接続することが許される。 定格電圧がスイッチの定格電流以下の電子拡張ユニットまでの可撓ケーブルが接続されることを意図したスイッチ	固定配線用であらかじめケーブルが付いたスイッチは，我が国（日本の電線をした場合）では一般的でないため，タイプ１に限定した。	配電事情

項目	JIS の規定		国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	0.2 を超え 6 以下	0.75		は，13.104 項の要求事項に適合する可撓ケーブルを電子拡張ユニットに接続することが許される。		
	6 を超え 10 以下	1.0				
	10 を超え 16 以下	1.5				

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

＜IEC60669-2-2＞

規格番号	タイトル	分類	電気用品例
JIS C 8281-2-2：2012	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-2 部：電磁遠隔制御式スイッチ（RCS）の個別要求事項	製品安全規格	リモートコントロールリレー

＜国際規格との差異等の概要＞

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
1	ただし，タイプ 2（**7.1.9A** 参照）の場合は，30 A 以下とする。 なし	なし JIS に同じ	国際規格に同じ 本規格は，工場等で使用されるものにも適用できる。	一般的に家庭用の屋内配線では30 A を超える定格電流値の点滅器は使用されていないため，タイプ 2（JIS 電線用）については，JIS では 30A までしか規定がない。 特に電安法上は必要がない内容なのでデビエーションを削除した。	配電事情 整合
2	なし	IEC 61140…	なし	参考文献に移動した。	同等
3.17	この定義は，スイッチング回路だけに適用する。	注記　この定義は，スイッチング回路だけに適用する。	国際規格に同じ	この注記は，規定的内容であるため本文とした。	同等
3.18	この定義は，スイッチング回路だけに適用する。	注記　この定義は，スイッチング回路だけに適用する。	国際規格に同じ	この注記は，規定的内容であるため本文とした。	同等
3.107	3.107 **ラッチング RCS**（latching RCS） いずれかの位置で機械的にロック（固定）ができる RCS で，各位置に対応可能な一つ以上のコイルをもつもの。	…各位置に対応可能な個別のコイルをもつもの。	3.107　ラッチング R.C.S.：開又は閉のいずれかの位置で機械的にロック（固定）される。	我が国では，各位置に対応した個別のコイルをもたない製品も存在する。	追加
6.1	推奨する定格電圧は，次による。 －　交流：6 V，8 V，9 V，12 V，24 V，42 V，48 V，100 V，110 V，125 V，130 V，200 V，220 V，230 V，240 V，250 V 及び 300 V	… －　交流：6 V，8 V，9 V，12 V，24 V，42 V，48 V，110 V，130 V，220 V，230 V 及び 240 V	項目なし	日本で使用されている標準定格電圧を追加した。	配電事情
6.2	注記 101… 該当する定格及び要求事項は，考慮中	JIS に同じ	なし		

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	である。				
6.101	－ 交流：6 V，8 V，9 V，12 V，24 V，42 V，48 V，100 V 及び 200 V － 直流：6 V，9 V，12 V，24 V，48 V，60 V，100 V 及び 200 V	－ 交流：6 V，8 V，9 V，12 V，24 V，42 V，48 V，110 V，130 V，220 V，230 V 及び 240 V － 直流：6 V，9 V，12 V，24 V，48 V，60 V，110 V 及び 220 V	－ 交流：6V, 8V, 12V, 24V, 42V, 48V, 100V, 110V, 130V, 200V, 220V, 230V, 240V; － 直流：12V, 24V, 48V, 60V, 100V, 110V, 200V, 220V。	日本で使用されている標準定格電圧を追加した。また，我が国ではスイッチの定格電圧が実際の使用電圧より高い値（定格絶縁電圧）の表示となっている場合があり，誤使用を避けるため，標準電圧より高い制御電圧を推奨しない。	配電事情
8.1	－ 定格電圧と異なる場合，定格制御電圧（V）。ただし，定格制御電圧が 100 V 以上で，100 V 又は 200 V（標準電圧）以外の場合には，定格電圧と同じ値でも表示する。	－ 定格電圧と異なる場合，定格制御電圧（V）。	国際規格に同じ	我が国ではスイッチの定格電圧が実際の使用電圧よりも高い値となっている場合がある。例えば，海外から定格電圧及び定格制御電圧が 120 V のものを輸入した場合，使用者はこれを定格絶縁電圧と勘違いし，商用電源電圧である 100 V 回路で使用してしまうおそれがある。	配電事情
19.1	スイッチング回路を直接作動する組込手動装置を組み込んだ RCS は，**表 17** に示す操作回数の 10 %は手又は同等の手段によって交流だけに対して行い，次いで **14.3** の試験を行う。	…表 16 に示す…	国際規格に同じ	JISC8281-1 の表 16 は全操作回数に対する比率なので，IEC の間違い。	IEC ミス
23.101	**JIS C 8281-1** の **7.1.9B** に従って**表 20** を適用する場合，SELV への接続に適する制御回路をもつ RCS で，スイッチング回路に SELV よりも高い電圧を供給するものは，制御回路とスイッチング回路との間の空間距離及び沿面距離が，6 mm 以上でなければならない。	SELV への接続に適する制御回路をもつ RCS で…	国際規格に同じ	SELV への接続に適する制御回路をもつ RCS に関する絶縁距離の要求を適用する条件を明記した。	追加
23.102	**JIS C 8281-1** の **7.1.9B** に従って**表 20** を	エナメル線のエナメルが少なくとも	国際規格に同じ	制御コイルの電線と異極充電部及び露	追加

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	適用する場合，エナメル線のエナメルが少なくとも**JIS C 3215-0-1**のGrade 1である場合，制御コイルの電線と異極充電部及び露出した導電部との間の空間距離は，エナメルがない場合の 2/3 まで減少することができる。	IEC 60317 の Grade 1 である場合…		出した導電部間との間の空間距離を減らすことができる条件として，エナメル線のエナメルの厚さに関する要求を適用する条件を明記した。	
101	－ RCS は，箇条 **16** に規定するスイッチング回路と制御回路との間の耐電圧試験に適合しなければならない。ただし，試験電圧は，**JIS C 8281-1** の**表 14** に規定する値の **75** %に低減する。 1 個でも試験に不合格のときは，この要求事項に適合しないものとみなす。	…IEC 60669-1 の表 13… 注記 1 個でも試験に不合格のときは…	国際規格に同じ 国際規格に同じ	表 13 は試験電圧の適用箇所の表なので，IEC の間違い。 この注記は，規定的内容であるため本文とした。	IEC ミス 同等
参考文献	**参考文献** **JIS C 0365**… **注記** 対応国際規格：**IEC 61140**… **JIS C 60364-4-41**… **注記** 対応国際規格：**IEC 60364-4-41**… **IEC 60050-601**…	（項目なし） なし なし なし	項目なし	引用規格より移動した。 参考とした規格を参考文献として追加した。	同等 追加

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

＜IEC60669-2-3＞

規格番号	タイトル	分類	電気用品例
JIS C 8281-2-3：2012	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-3 部：遅延スイッチ（TDS）の個別要求事項	製品安全規格	タイムスイッチ

＜国際規格との差異等の概要＞

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
1	ただし，タイプ２（**JIS C 8281-1** の **7.1.9A** 参照）の場合は，定格電流が 30 A 以下のものに適用する。	なし	国際規格に同じ	一般的に家庭用の屋内配線では30 A を超える定格電流値の点滅器は使用されていないため，タイプ２（JIS 電線用）については，JIS では 30A までしか規定がない。	配電事情
2	なし（参考文献に記載あり）	IEC 61140…	なし	参考文献に移動した。	同等
3.17	この定義は，スイッチング回路だけに適用する。	注記　この定義は，スイッチング回路だけに適用する。	3.17 注ー…	この注記は，規定的内容であるため本文とした。	同等
3.18	3.18 この定義は，スイッチング回路だけに適用する。	3.18 注記　この定義は，スイッチング回路だけに適用する。	3.18 注ー…	この注記は，規定的内容であるため本文とした。	同等
5.101	組込手動装置を備え，スイッチング回路を直接操作する TDS は，**19.101** に規定する試験を行う。	JIS に同じ	TDS がスイッチ回路を直接駆動できる手動装置（機械式）を有する場合には，TDS は，19.101 の試験がされなければならない。	括弧書きは特に説明がなくても理解できると考え，デビエーションを削除した。	整合
5.102	手で操作する TDS の場合には，制御電圧に関する要求事項を適用しない。	JIS に同じ	手で操作される（機械式）TDS に対しては，制御電圧に関する要求事項は適用されない。	括弧書きは特に説明がなくても理解できると考え，デビエーションを削除した。	整合
5.103	制御回路とスイッチング回路とが共通点をもたない TDS の場合には，それぞれの定格電圧を加えて試験する。	…TDS の場合には，この規格に規定する定格電圧を加えて試験する。	国際規格に同じ	定格電圧と定格制御電圧が異なる場合がある。	明確化
6.1	推奨する定格電圧は，次による。 －　交流：6 V，8 V，9 V，12 V，24 V，42 V，48 V，100 V，110 V，125 V，	… －　交流：6 V，8 V，9 V，12 V，24 V，42 V，48 V，110 V，130 V，220 V，	－交流：6V，8V，12V，24V，42V，48V，100V，110V，125V，130V，200V，220V，230V，240V，250V 及	日本で使用されている標準定格電圧を追加した。	配電事情

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	130 V，200 V，220 V，230 V，240 V，250 V 及び 300 V **注記**　(削除)	230 V 及び 240 V 注記　これらの定格電圧は制御回路とスイッチング回路との間の共通点をもつ TDS の試験を簡単にするために 6.101 に規定する定格制御電圧と合わせてある。	び 300V － 直流：12V，24V，48V，60V，110V 及び 220V 国際規格に同じ	推奨する定格電圧と 6.101 で推奨する定格制御電圧とが異なる場合がある。	配電事情
6.2	なし	JIS に同じ	推奨される定格電流は， － 0.5A，1A，2A，3A，4A，6A，10A，15A，16A，25A，32A，40A 及び 63A	IEC 規格から推奨される電流値がなくなったので，デビエーションは不要となった。	整合
6.101	－　交流：6 V，8 V，9 V，12 V，24 V，42 V，48 V，100 V 及び 200 V －　直流：6 V，9 V，12 V，24 V，48 V，60 V，100 V 及び 200 V	－　交流：6 V，8 V，9 V，12 V，24 V，42 V，48 V，110 V，130 V，220 V，230 V 及び 240 V －　直流：6 V，9 V，12 V，24 V，48 V，60 V，110 V 及び 220 V	－　交流：6V，8V，12V，24V，42V，48V，100V，110V，130V，200V，220V，230V 及び 240V － 直流：12V，24V，48V，60V，110V 及び 220V	施工上の誤使用を避けるため，推奨する定格制御電圧には我が国の商用電圧に合わせ交流及び直流の 100 V 及び 200 V を追加し，近似の定格制御電圧を削除した。	配電事情
8.1	－　定格電圧と異なる場合には，定格制御電圧。ただし，定格制御電圧が 100 V 以上で，かつ，100 V 又は 200 V（標準電圧）以外の場合には，定格電圧と同じ値でも表示する。 －　遅延時間の記号又は説明 **注記 101**　遅延時間を表示する場合，分で表示することが望ましい。	－　定格電圧と異なる場合には，定格制御電圧。 －　遅延時間の記号 注記 3　…	JIS に同じ JIS に同じ 注 3　(削除)	我が国ではスイッチの定格電圧が実際の使用電圧よりも高い値（定格絶縁電圧）の表示となっている場合があり，誤使用を避けるため，定格制御電圧の表示が必要である。 我が国の風土事情によって，浴室換気扇用の遅延スイッチには，数時間動作するものがある。しかし，対応国際規格では，遅延時間の表示方法は“分”に限られているため，説明でも可とした。 できるだけ IEC 規格に合わせることにした。	配電事情 追加 整合

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
8.2	TDS が遠隔操作形を兼ねるとき，記号“｜”を用いてはならない。 **注記**　(削除)	注記　TDS が遠隔操作形を兼ねるとき… 注記　イギリスでは，2 つの同心円からなる図記号は遅延時間を示すために用いない。	国際規格に同じ なし	この注記は，規定的内容であるため本文とした。 英国に関する記述のため，我が国には関係しない。	同等 削除
19.1	操作回数は，**表 17** による。 スイッチング回路を直接的に作動する組込手動装置をもつ TDS は，組込手動装置を手動又は同様の方法によって，**表 17** に規定する操作回数の 10 %の回数の操作を行う。	…表 16 による。 …表 16 に示す…	国際規格に同じ 国際規格に同じ	JISC8281-1 の表 16 は全操作回数に対する比率なので，IEC の間違い。	IEC ミス
19.101	3 個の試験品に対し，試験及び判定が可能な場合には無負荷で，まず定格制御電圧の 0.9 倍で 20 回操作を行い，その後，定格制御電圧の 1.1 倍で 20 回の操作を行う。	3 個の試験品に対し，無負荷で，まず定格制御電圧の 0.9 倍で 20 回操作を行い，その後，定格制御電圧の 1.1 倍で 20 回の操作を行う。	国際規格に同じ	我が国では 2 線式のスイッチが多用されており，無負荷では試験ができない場合がある。	追加
19.102	TDS は，反復使用に耐える遅延時間の繰返し精度をもたなければならない。ただし，遅延時間の繰返し精度を指定する TDS に限る。 試験及び判定が可能な場合には，TDS を無負荷で試験する。 調節可能形 TDS の遅延時間は，可能な場合には約 2.5 分間に設定する。 なし	TDS は，反復使用に耐える遅延時間の繰返し精度をもたなければならない。 TDS を無負荷で試験する。 JIS に同じ JIS に同じ	国際規格に同じ 国際規格に同じ 調節可能 TDS に対しては，遅延時間は，可能な場合には，調整時間の約半分の時間にセットする； 但し，製造者が宣言した範囲がある場合は，最大値及び最小値はその値を超	我が国では繰返し精度を必要としないスイッチがあり，合理性及び利便性を制限しない。(安全性に影響はなし。) 我が国では 2 線式のスイッチが多用されており，無負荷では試験ができない場合がある。 19.103 項との整合化をはかった。	緩和 追加 整合

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
			えてはならない。		
19.103	遅延時間を調節できる TDS の遅延時間は，約 2.5 分間に設定する。	遅延時間を調節できる TDS の遅延時間は，２分～3 分間の間に設定する。	遅延時間を調整できる TDS は，その調整時間の約半分の時間の時間に調整する。	許容範囲との関係が不明確であり，19.102 に規定する値と一致させた。	同等
	3 個の試験品を，定格制御電圧で始動させる。 1 回目の始動の 1 分後に，試験品を定格制御電圧で再び始動させる。	JIS に同じ	3 個の試験品は，定格制御回路電圧で始動させる。 1 分後試験品は，定格制御回路電圧で再び始動する。	先取りした内容が IEC に規定された。	整合
	試験品の遅延時間の合計は，3～4 分間でなければならない。ただし，約 2.5 分間に設定できる TDS であっても，製造業者が指定する範囲がある場合には，その範囲に 1 分間を加えた時間以内であってもよい。	試験品の遅延時間の合計は，3～4 分間でなければならない。	それら試験品の遅延時間の合計遅延時間は，設定した遅延時間±15%に 1 分を加えた時間であること。	安全性に影響しない精度の要求であり，実情にあわせて緩和した。	緩和
	遅延時間の調節ができない TDS は，定格制御電圧で 2 回の始動を行う。1 回目の始動と2回目の始動との時間差は，1 分間とする。試験品の合計遅延時間は，その TDS について製造業者が指定した遅延時間に 1 分間を加えた時間であり，その許容差は，製造業者が指定した遅延時間の±15 %でなければならない。	…遅延時間の±5 %…	遅延時間を調整することができない TDS は，３つの試験品に定格制御電圧を２回加え，１回目と２回目の間隔は1分とする。 試験品の遅延時間の合計遅延時間は，宣言された遅延時間±15%に１分を加えた時間であること。	先取りした内容が IEC に規定された。ただし，遅延時間の許容差については，従来どおりとした。（安全性に影響はなし。）	整合
	ただし，製造業者が指定する範囲がある場合には，その範囲に 1 分間を加えた時間以内であってもよい。	なし		安全性に影響しない精度の要求であり，実情にあわせて緩和した。	緩和
	遅延時間を調整できない TDS で遅延時間が１分間未満の場合，TDS は，製造業者が指定した遅延時間の半分の遅		なし		

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	延時間経過後に 2 回目の始動を行う。試験品の合計遅延時間は，1.5 倍の遅延時間±15 %でなければならない。ただし，製造業者が指定する範囲がある場合には，その範囲を 1.5 倍した遅延時間以内であってもよい。	…遅延時間は，1.5 倍の遅延時間±5 %でなければならない。			
23.101	**7.1.9B** に従って**表 20** を適用する場合，SELV への接続に適する制御回路をもつTDS で，スイッチング回路にSELV よりも高い電圧を供給するものは，制御回路とスイッチング回路との間の空間距離及び沿面距離が，6 mm 以上でなければならない。	SELV への接続に適する制御回路をもつTDS で…	国際規格に同じ	SELV への接続に適する制御回路をもつ RCS に関する絶縁距離の要求を適用する条件を明記した。	追加
23.102	**7.1.9B** に従って**表 20** を適用する場合，エナメル線のエナメルが少なくとも**JIS C 3215-0-1** の Grade 1 であるとき，制御コイルの電線と異極充電部及び露出した導電部との間の空間距離は，エナメルがない場合の 2/3 まで減少することができる。	エナメル線のエナメルが少なくとも IEC 60317 の Grade 1 であるとき…	国際規格に同じ	制御コイルの電線と異極充電部及び露出した導電部間との間の空間距離を減らすことができる条件として，エナメル線のエナメルの厚さに関する要求を適用する条件を明記した。	追加
101	－ 標準テストフィンガ（**JIS C 0922** の検査プローブ B）で接触可能な TDS の外郭及び支持合板のいかなる部分も，温度上昇値は，75 K を超えてはならない。	…IEC 61032…	－ 標準の試験指（IEC 60529の図1）が接触するかもしれない，TDSの外郭のいかなる部分の温度上昇は，150Kを超えてはならない。	IEC 規格の括弧書きは IEC 規格でカバーされた。	整合
参考文献	**参考文献** **JIS C 0365**… **注記** 対応国際規格：**IEC 61140**… **JIS C 60364-4-41**…	（項目なし） なし	項目なし	引用規格より移動した。 参考とした規格を参考文献として追加	同等 追加

電気用品安全法技術基準省令第２項に採用予定の JIS に関する調査票

項目	JIS の規定	国際規格の規定	現行省令第２項の規定	デビエーション理由等	備考
	注記　対応国際規格：**IEC** **60364-4-41**:1992… **IEC 60050-601**…			した。	